

Ⅰ 菊川市茶業審議会条例

菊川市茶業審議会条例

平成 17 年 3 月 25 日条例第 170 号

改正 平成 21 年 6 月 26 日条例第 27 号

平成 25 年 3 月 14 日条例第 3 号

平成 26 年 9 月 22 日条例第 23 号

(設置)

第 1 条 本市の茶業の振興を図るため、菊川市茶業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 茶業の生産を高め、経営安定に関すること。
- (2) 茶業の主産地形成の周知に関すること。
- (3) 茶業の生産及び流通の合理化に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、茶業の振興に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 農業協同組合代表者
- (3) 茶生産者
- (4) 茶業関係機械製造者
- (5) 茶販売者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 審議会に次の部会を置くことができる。

- (1) 生産対策部会
- (2) 流通対策部会

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

VII 資料編

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
(会議)
- 第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員の4分の1以上が書面をもって会議の開催を求めたときは、会長は、会議を招集しなければならない。
 - 4 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 前各項の規定は、部会の会議に準用する。
(意見の聴取等)
- 第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、建設経済部茶業振興課において処理する。
(委任)
- 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(菊川町茶業振興審議会条例の廃止)
 - 2 菊川町茶業振興審議会条例(昭和51年菊川町条例第15号)は、廃止する。
附 則(平成21年6月26日条例第27号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成25年3月14日条例第3号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成26年9月22日条例第23号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の菊川市茶業審議会条例(以下「旧条例」という。)第3条第4項の規定により委嘱された菊川市茶業審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の菊川市茶業審議会条例(以下「新条例」という。)第3条第4項の規定により菊川市茶業審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日におけるその者の菊川市茶業審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
 - 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条第2項の規定により定められた菊川市茶業審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、新条例第5条第2項の規定により、菊川市茶業審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
 - 4 この条例の施行に伴い新たに委嘱される菊川市茶業審議会の委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

VII 資料編

2 菊川市茶業審議会 委員名簿

(令和3・4年) 任期：令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日 ※委員の任期は2年

番号	役職	氏名	備考	条例区分
1	会長	後藤克宏	菊川茶業委員会 委員長	第3条第4項第3号 (茶生産者)
2	副会長	村松正一	J A 遠州夢咲 常務理事	第3条第4項第2号 (農業協同組合代表者)
3	副会長	山内 剛	菊川茶商組合 組合長 (株)菊川緑茶センター	第3条第4項第5号 (茶販売者)
4	委員	赤堀直樹	菊川市農業委員会 委員	第3条第4項第1号 (農業委員会委員)
5	委員	原田佳子	菊川市農業委員会 委員 (農村漁村ときめき女性)	第3条第4項第1号 (農業委員会委員)
6	委員	内田 隆	茶生産者	第3条第4項第3号 (茶生産者)
7	委員	片山裕司	小笠茶業委員会 委員長 (小笠加工部会 部会長)	第3条第4項第3号 (茶生産者)
8	委員	小原繁雄	菊川自園自製部会 部会長 (菊川茶業委員会 副委員長)	第3条第4項第3号 (茶生産者)
9	委員	進士浩子	農村漁村ときめき女性	第3条第4項第3号 (茶生産者)
10	委員	杉本敏秀	菊川茶農協協議会部会 部会長 (菊川茶業委員会 副委員長) (菊川市農業委員会 委員)	第3条第4項第3号 (茶生産者)
11	委員	岩澤勝久	菊川茶業青年会議 会長 (菊川茶業委員会 監事)	第3条第4項第3号 (茶生産者)
12	委員	森下直人	小笠茶加工部会 副部会長 (小笠茶業委員会 副委員長)	第3条第4項第3号 (茶生産者)
13	委員	渡辺 修	茶生産者	第3条第4項第3号 (茶生産者)
14	委員	川崎一弘	菊川市茶機械工業会 (有)川崎機械店 取締役社長	第3条第4項第4号 (茶業関係機械製造者)
15	委員	曾根哲也	菊川市茶機械工業会 (落合刃物工業(株) 取締役営業部長)	第3条第4項第4号 (茶業関係機械製造者)
16	委員	鈴木利昌	菊川茶商組合 副組合長	第3条第4項第5号 (茶販売者)
17	委員	森脇久晃	静岡県中遠農林事務所 技監兼企画経営課長	第3条第4項第6号 (学識経験を有する者)
18	委員	長谷山舞子	商工会女性部 部長	第3条第4項第7号 (市長が必要と認める者)

【選出区分】

- 【第3条第4項第1号】 農業委員会委員
- 【第3条第4項第2号】 農業協同組合代表者
- 【第3条第4項第3号】 茶生産者
- 【第3条第4項第4号】 茶業関係機械製造者
- 【第3条第4項第5号】 茶販売者
- 【第3条第4項第6号】 学識経験を有する者
- 【第3条第4項第7号】 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 菊川市茶業審議会への諮問書

菊建茶第 74 号

令和4年1月31日

菊川市茶業審議会

会長 後藤 克宏 様

菊川市長 長谷川 寛彦

諮 問 書

下記の事項について、菊川市茶業審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

第2次菊川市茶業振興計画の策定について

2 諮問趣旨

菊川市が活力ある茶産地として維持・発展し、更に菊川茶産地の名声を高めるため、茶業関係者が一体となって取り組む「菊川市茶業振興計画」が来年度に終期を迎えます。

近年の茶業は、茶価の低迷、生産額の減少、生産農家の収入減、生産者の高齢化、後継者不足など大変厳しい状況が続いています。一方、需要の面では、コロナ禍による巣ごもり需要の増加、海外への輸出量の増加など社会情勢が変化しています。

このような現状への課題と変化する社会情勢に対応した、新たな「菊川市茶業振興計画」を策定したいため、貴審議会の意見を求めます。

4 菊川市茶業審議会からの答申書

令和4年11月22日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市茶業審議会
会長 後藤 克宏

答 申 書

令和4年1月31日付け菊建茶第74号により、諮問のあった「第2次菊川市茶業振興計画の策定」について当審議会において慎重かつ活発に審議を重ねた結果、大変厳しい茶業情勢や変化する社会情勢に対応し、茶産地菊川の生き残りを掛けた新たな指針とするため第2次菊川市茶業振興計画(案)を別冊のとおり答申します。

尚、本計画が実行性のあるものとするため、生産者をはじめ、行政やJA、茶商など茶業関係者が連携して、それぞれの役割を積極的に行い、菊川茶産地の維持、発展が図られ、持続していくように進めてもらいたいことを申し添えます。

記

第2次菊川市茶業振興計画（案） 別冊のとおり

5 菊川市茶業振興計画検討委員会要綱

菊川市茶業振興計画検討委員会要綱

平成 29 年 8 月 7 日

告示第 155 号

改正 平成 30 年 3 月 23 日告示第 21 号

(設置)

第 1 条 菊川市茶業振興計画（以下「振興計画」という。）の見直しに関する調査及び検討並びに振興計画の進捗管理を行うため、菊川市茶業振興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 振興計画の見直しに関する調査及び検討を行うこと。

(2) 振興計画の進捗管理に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、振興計画の見直し及び進捗管理に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 遠州夢咲農業協同組合の組合員

(2) 経済農業協同組合連合会の組合員

(3) 菊川茶商組合の組合員

(4) 農業関係団体の属する者

(5) 商工会の職員

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 35 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 委員会は、第 2 条に規定する所掌事務を分掌させるため、次に掲げる専門部会を置く。

(1) 生産専門部会

(2) 流通専門部会

(3) 文化・消費専門部会

2 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員会及び専門部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会又は専門部会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、建設経済部茶業振興課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日告示第 21 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

VII 資料編

6 菊川市茶業振興計画検討委員会 委員名簿

委員長	後藤 昇一	ChaOI フォーラム事務局 コーディネーター	第3条第2項第6号
副委員長	山下 哲由	元JA静岡県経済連 茶業課	第3条第2項第2号
副委員長	松村 春三	日本茶インストラクター	第3条第2項第4号
委員	永谷 隆行	静岡県中遠農林事務所 企画経営課	第3条第2項第6号
〃	袴田 成紀	JA遠州夢咲 茶業振興センター長	第3条第2項第1号
〃	渡邊 清山	菊川市農林課 主幹兼農業振興係長	第3条第2項第6号
〃	相羽 信弥	JA遠州夢咲 営農経済部 副部長	第3条第2項第1号
〃	赤堀 実	丸三共栄製茶	第3条第2項第3号
〃	堀 三千代	ときめき女性ファーマーミングプランの会	第3条第2項第4号
〃	碓井 崇史	菊川市商工会	第3条第2項第5号
〃	松本 詳代	菊川市健康づくり課 成人保健係長	第3条第2項第6号
〃	黒川 浩丹	菊川市茶業協会 事務局長	第3条第2項第7号

7 菊川市茶業振興計画検討委員会 専門部会委員名簿

生産専門部会 委員名簿

部会長	後藤 昇一	ChaOI フォーラム事務局 コーディネーター
委員	永谷 隆行	静岡県中遠農林事務所 企画経営課
〃	袴田 成紀	JA遠州夢咲 茶業振興センター長
〃	渡邊 清山	菊川市農林課 主幹兼農業振興係長

流通専門部会 委員名簿

部会長	山下 哲由	元JA静岡県経済連 茶業課
委員	相羽 信弥	JA遠州夢咲 営農経済部 副部長
〃	赤堀 実	丸三共栄製茶

文化・消費専門部会 委員名簿

部会長	松村 春三	日本茶インストラクター
委員	堀 三千代	ときめき女性ファーマーミングプランの会
〃	碓井 崇史	菊川市商工会
〃	松本 詳代	菊川市健康づくり課 成人保健係長
〃	黒川 浩丹	菊川市茶業協会 事務局長

事務局名簿

事務局	赤堀 耕二	菊川市茶業振興課 課長
〃	平川 知人	菊川市茶業振興課 主幹兼茶業振興係長
〃	橋爪 博一	菊川市茶業振興課 茶業振興係(再任用)

VII 資料編

8 菊川市茶業振興計画検討経緯

(1) 菊川市茶業審議会

開催年月日	内 容
令和4年 1月31日	第2次菊川市茶業振興計画策定について(諮問)
5月25日	第2次菊川市茶業振興計画策定スケジュールと素案の報告について
8月22日	第2次菊川市茶業振興計画(案)について(中間報告)
11月 8日	第2次菊川市茶業振興計画(案)と答申書(案)について(審議)
11月22日	会長・副会長より市長へ答申書の提出

(2) 菊川市茶業振興計画検討委員会

開催年月日	内 容
令和4年 2月 9日	菊川市茶業審議会への諮問と第2次菊川市茶業振興計画策定スケジュールについて
3月24日	現茶業振興計画重点目標の取り組み実績報告と菊川市茶業の今後の振興方向に対する提言について
7月 4日	第2次菊川市茶業振興計画策定スケジュールと素案の報告について
9月 9日	第2次菊川市茶業振興計画(案)について

(3) 菊川市茶業振興計画検討委員会 生産専門部会

開催年月日	内 容
令和4年 4月14日	第2次菊川市茶業振興計画素案について
6月 8日	第2次菊川市茶業振興計画素案について
6月22日	第2次菊川市茶業振興計画素案について
8月10日	第2次菊川市茶業振興計画(案)について

(4) 菊川市茶業振興計画検討委員会 流通専門部会

開催年月日	内 容
令和4年 6月 8日	第2次菊川市茶業振興計画素案について
6月22日	第2次菊川市茶業振興計画素案について
8月10日	第2次菊川市茶業振興計画(案)について

VII 資料編

(5) 菊川市茶業振興計画検討委員会 文化・消費専門部会

開催年月日	内 容
令和4年 6月 9日	第2次菊川市茶業振興計画素案について
6月22日	第2次菊川市茶業振興計画素案について
8月10日	第2次菊川市茶業振興計画(案)について

(6) 菊川市役所及び菊川市議会

開催年月日	会議名	内 容
令和4年10月 3日	市役所 部長会	第2次菊川市茶業振興計画(案)について
10月20日	市役所 政策会議	第2次菊川市茶業振興計画(案)について
10月31日	市議会 全員協議会	第2次菊川市茶業振興計画(案)について

9 用語解説

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

EC市場 (Electronic Commerce) (電子商取引)

インターネット上でモノやサービスを売買取引する市場のこと。和製英語。

イノベーション

物事の新機軸、新結合、新しい切り口、新しい捉え方、新しい活用法を創造すること。
新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自律的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的大きな変化を起こすこと。

AI (Artificial Intelligence) (人工知能)

計算という概念とコンピュータという道具を用いて知能を研究する計算機科学の一部分野を指す。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。

エシカル

人や地球環境、社会、地域に配慮した考え方や行動のこと。
その物が作られるために必要な環境や作っている人の労働環境などに気を配ることで、環境保全や社会へ配慮する、という意味で捉える。

エシカル消費

地域の活性化や雇用なども含む、人や地球環境、社会に配慮した消費やサービスのこと。
消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。
地球環境や人、社会に対して配慮された物を購入・消費すること。

SNS (Social Networking Service)

インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称のこと。

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)

2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた、2030 年を達成年限とする 17 の目標と 169 のターゲットから構成されている計画・目標のこと。世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を、世界のみんなで 2030 年までに解決していこう、という計画・目標のこと。

FSSC 22000 (Food Safety System Certification 22000)

食品安全システム認証のことで、安全な食べ物(動物の飼料やペットフード、食品を入れる包装容器等も含む)を製造するための仕組み作りの認証。日本語では「エフエスエスシーニマンニセン」と読む。オランダにある FSSC22000 財団が開発した認証の仕組み。

VII 資料編

カーボンニュートラル

地球上の温室効果ガスの排出量と吸収量・除去量を均衡させること。

2020 年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。排出を全体としてゼロにするというのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計をゼロにすることを意味する。

GAP(ギャップ)

農業生産活動の持続性を確保するため、食品安全、環境保全、労働安全に関する法令等を遵守するための点検項目を定め、その実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取り組み。農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）の略。

* J-GAP(ジェーギャップ)

Japan Good Agricultural Practice の略

一般財団法人日本 GAP 協会が行う日本独自の GAP 認証

* G-GAP(ジーギャップ)

Global Good Agricultural Practice の略

Food PLUS GmbH が行う国際的な GAP 認証

* T-GAP(ティーギャップ)

Tea-Good Agricultural Practice の略

安全・安心して信頼性の高い静岡茶の安定的な生産を目指すため、お茶における良い農業のやり方＝GAP を具体的に示し、生産者の取り組みを評価し承認する静岡茶独自の GAP 制度のこと。

グリーンツーリズム

農山漁村などにおける滞在型余暇活動のこと。農山漁といった田舎を舞台として、自然・文化・人びととの触れ合いを楽しむことを目的とした、新たな観光形態。

経営体

茶生産農家や個別経営の自園自製茶工場など。

献上茶謹製事業

静岡県内茶産地において、優れた茶農家を選定して特別な栽培管理を行い、新茶の時期に手摘み茶を謹製し、皇室に献上する伝統行事のこと。この事業は、戦前から静岡県茶業組合連合会議所により実施され、昭和 47 年からは社団法人 静岡県茶手揉保存会に引き継がれ、毎年実施している。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地のこと。（農林水産省の農林業センサスより）

作業受委託

農業経営者が一定の農作業を誰かに委託し、手伝ってもらうこと。認定農業者制度では、農作業の受委託も経営面積に加えることができる。

VII 資料編

シェアリングエコノミー(共有経済)

個人が持つ遊休資産を他の個人と共有することで、資産を効率的に運用するもの。
一般の消費者がモノや場所、スキルなどを必要な人に提供したり、共有したりする新しい経済の動きのことや、そうした形態のサービスのこと。

JETRO(ジェトロ)

日本貿易振興機構の略

日本の貿易振興に関する事業を総合的に行う特殊法人として日本貿易振興会法に基づき、1958年に設立し、2003年10月に独立行政法人として改組、改称された。海外市場調査、見本市開催、輸出品の宣伝、貿易の斡旋、開発途上国に対する開発、研究と支援などが主な業務である。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

生物多様性

いろいろな生物が存在している様子。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。

生物多様性保全貢献度表示シール

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」認定実践者により生産されたお茶であることを証明する表示シール。

世界農業遺産

社会や環境に適応しながら、何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域であり、国際連合食糧農業機関(FAO)により認定される。

＊ランドスケープとは、風景や景色を構成する諸要素のこと

＊シースケープとは、海風景のこと

世界農業遺産「静岡の茶草場農法」

秋冬期に茶園周辺のススキやササなどの草を刈り、茶園に敷く伝統的な農法。

掛川市、菊川市、島田市、牧之原市及び川根本町の4市1町が推進協議会を設立し、静岡県の支援、推薦のもと認定申請を行い、平成25年5月に石川県で開催された国際会議で認定された。

＊静岡の茶草場農法応援ロゴマーク

平成29年5月29日、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」を象徴するロゴマークを発表し、応援するシンボルとして制作物、商品、媒体等へ幅広く使用できる。使用については、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会へ申請し、応援ロゴマーク使用基準に基づき承認される。

多角化経営

既存の製品や市場に依存せず、新しい製品や市場でシェア拡大を目指す戦略のこと。

VII 資料編

茶育

茶育とは「食育」を基本におきながら、人の喜怒哀楽に関わる「侘び・寂び」を糧に、食育との融合を図り、健やかな心を養うこと理念とした造語。茶葉を使ってお茶を淹れるときの豊かな香り、ゆったりとした気分でいただくお茶の癒やし効果に着目し、もっと日常の中でお茶を楽しむ機会を持ってほしいという発想から「茶育」という言葉が誕生した。

茶草場

茶樹の根元や畝間に敷くための草（ススキやササなど）を刈るための半自然草地のこと。また、その刈り取った草を茶園に引く伝統的な手法を茶草場農法という。

地理的表示保護制度(G I)

農林水産物・食品等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できるもの。

G I【ジーアイ】※Geographical Indication の略

ティーバッグ(Tea Bag)

簡便にお茶を淹れるため、薄い紙や布の袋に茶葉を入れたもの。そのまま湯に入れて用いる。和製英語。

ティーペアリング

料理に合わせて産地の特徴のあるお茶を組み合わせ提供する。

日本茶という素材を料理人が扱うことで、これまでとは異なるアプローチで料理とのマリアージュを生み出すこと。

*マリアージュとはフランス語で結婚・婚姻・組合せなどの意味があり、相性や合わせがよい、お互いをうまく引き立て合っている、という意味。

DX(デジタルトランスフォーメーション)

AI や IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を用いて、業務効率化や新たなビジネスモデルの創出を実現させること。デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革することを目指す、より広義な意味の言葉。

Digital(状態を数字で表現)、trans(X)(変えて/超えて/反対側の)、formation(形を作ること)

手揉み製法

さました茶葉を焙炉の上で助炭に広げて、手で拾い上げて 30～40 cm くらいの高さからふるい落として表面の水分を取り、両手で左右に動かして茶葉を転がしながら揉み込み、その後体重を載せながら左右や前後に緩やかに回転させて揉む製法。

手揉み製法 小笠流

手揉み茶は茶手揉み保存会が中心となって手揉み茶技術が継承されている。

静岡県内には小笠流・川根揉切流・倉開流・鳳明流・青透流・川上流・興津流・幾田流の八流派がある。小笠流(小笠、袋井、掛川、浜松、浜北、牧之原)、川根揉切流(川根)、倉開流(周知、森、春野)、鳳明流(静岡、岡部)、青透流(岡部、藤枝、島田、川根、金谷)、川上流(静岡、島田、岡部)、興津流(清水)、幾田流(富士、沼津、駿東、伊豆)

VII 資料編

トレーサビリティ (traceability)

農産物・食品・医薬品・工業製品などの商品やその原材料・部品などを個別に識別し、生産から加工・流通・販売・廃棄までの過程を明確に記録することによって、商品からさかのぼって履歴情報を確認できるようにすること。また、そのシステム。生産履歴管理システム。

日本茶インストラクター

NPO 法人日本茶インストラクター協会が認定する資格。

日本茶に対する興味・関心が高く、日本茶の全てにわたる知識及び技術の程度が消費者や初級指導者(日本茶アドバイザー)を指導する適格性を備えた中級指導者。

認定農業者

農業経営基盤強化法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。

地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。

ネットスーパー

インターネットで注文を受け付けて、個人宅まで注文商品を配達する宅配サービスのこと。

農地所有適格法人

農地の所有権や賃借権が認められる農業法人。

農地法に定める一定の要件(事業要件、構成員要件、業務執行役員要件)を満たす農事組合法人(農業経営を行うもの)・株式譲渡制度のある株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の5種がある。

農地中間管理機構

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、知事の指定を受けて農用地等を貸したい農家(出し手)から農用地を預かり、農用地を集積・集約化し、担い手農家(受け手)へ農用地を貸し付ける農地中間管理事業を進めるための組織。

静岡県では公益社団法人静岡県農業振興公社が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく静岡県唯一の農地中間管理機構である。

農地中間管理事業

農地を担い手に集約化する場合や、耕作放棄地等について農地中間管理機構が借受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付ける事業。

バイオマス

動植物から生まれた再利用可能な有機性の資源(石油などの化石燃料は除く)のこと。

主に、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどを指す。

H A C C P (Hazard Analysis Critical Control Point)

Hazard(危害) Analysis(分析) Critical(重要) Control(管理) Point(点)

ハサップは衛生管理の国際的な手法で、原料受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測(危害分析)した上で、危害の防止に繋がる特に重要な工程(重要管理点)を常時監視・記録する工程管理の手法。日本では2020年6月に

VII 資料編

義務化された。

人・農地プラン

農業者の話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などの明確化し、市町村により公表する計画。

＊従来の「人・農地プラン」を、「地域計画」として法定化され、効率的で総合的な農地利用を促し、担い手の確保・育成の加速化を図る。

複合経営

二つ以上の部門を組合せた経営。

みどりの食料システム戦略

2021 年 5 月に農林水産省が食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針。農林水産業全体の生産力を、持続可能性と矛盾することなく高めていくことを目標としており、2030 年まで、2040 年までと 10 年ごとの達成目標が設定されている。最終的には 2050 年までに目指す姿が示されており、30 年後の農業の方向性を見据えた、長期的かつ大胆な戦略。

メルマガ

メールマガジンの略で、Email によって配信されるマーケティング手法の一つ。

発信側から知らせたい情報を任意で配信出来る特徴があり、配信する時間やタイミングなども自由に選択できる。

有機 J A S

農林水産省が定めた品質基準や表示基準に合格した農林物資の製品につけられる認定のこと。認定を受けるには、農林水産大臣に承認された登録認定機関により、書類審査と実地検査の両方を実施し、合格する必要がある。具体的には「2 年以上化学的肥料及び農薬は使用しないこと」「遺伝子組換え種苗は使用しないこと」がポイントである。

合格すると「有機(オーガニック)」と名乗ることができる。

有機栽培

有機栽培とは、輪作、緑肥、堆肥、微生物疾病制御といった手法を利用して、土壌生産効率を維持し、病気を回避する農業の方法で、有機農法、オーガニック農法などとも呼ぶ。

リーフ茶

茶葉から淹れたお茶のこと。

リブランディング

ブランディングをし直すこと。今までのブランドイメージを一掃し、新たなブランドイメージを定着させることを目的としている。

6 次産業

農林漁業者が農林水産物の生産（1 次）、加工（2 次）、販売（3 次）を一体的に進める 1×2×3 の「6 次化」のこと。



イラスト:小山ゆう

第2次菊川市茶業振興計画（菊川茶産地持続化計画）

令和5年3月発行

発行

菊川市 建設経済部 茶業振興課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内61番地

TEL: 0537-35-0944 FAX: 0537-35-2114

E-mail: chagyou@city.kikugawa.shizuoka.jp

ホームページ: <https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>